

正本

処 分 説 明 書

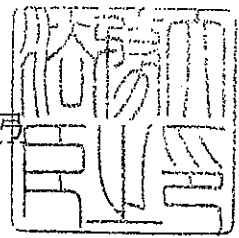
人事院様式 312

(教示) この処分についての不服申立ては、国家公務員法第 90 条及び人事院規則 13-1 の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して 60 日以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後は、することはできません。

1 処分者

官 職 法務大臣

氏名 森山真司



2 被処分者

所属部課 大阪高等検察庁総務部	氏名(ふりがな) 三井 環
官 職 検 事	級及び号俸 検事 3 号

3 処分の内容

処分発令日 平成 14 年 5 月 9 日	処分効力発生日 平成 14 年 5 月 10 日	処分説明書交付日 平成 14 年 5 月 10 日
根拠法令 国家公務員法第 82 条第 1 項第 1 号、第 2 号 及び第 3 号	処分の種類及び程度 免 職	
国家公務員倫理法第 26 条による承認の日 平成 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日平成 年 月 日	国家公務員法第 85 条による承認の日 平成 年 月 日

処分の理由

被処分者は

第 1 暴力団幹部である亀谷直人が実姉名義で所有するいわゆる競売物件である神戸市中央区加納町 2 丁目 13 番 16 号北野ダイヤハイツ 501 号室（以下「本件マンション」という。）につき売却価格 1,651 万円で売却許可決定を得た後、亀谷のいわゆる舎弟である光武帝こと渡真利忠光及び不動産業者である田中徹を介し、亀谷との間で、同人が本件マンションを代金 2,000 万円で買い戻す旨の売買契約を締結し、その際、被処分者の要求により亀谷の実姉名義から被処分

者名義への所有権移転登記に伴う登録免許税等を亀谷が負担するとの特約が成立していたものであるが、本件マンションに被処分者が居住しているかのように偽って、登録免許税の軽減措置を受けようと企て、渡真利らと共謀の上

1 真実は、被処分者は、平成11年7月15日ころから同13年6月末ころまでは神戸市灘区篠原伯母野山町3丁目25番3号に居住し、同年7月1日ころ以降は兵庫県西宮市二見町14番18号所在のメゾン甲子園北棟771号に居住しており、本件マンションに居住の事実はないにもかかわらず、同年7月24日、神戸市中央区雲井通5丁目1番1号所在の同市中央区役所において、同区役所備付けの市内転入届用紙に、被処分者が、同日、同市灘区篠原伯母野山町3丁目25番3号から同市中央区加納町2丁目13番16号の本件マンションに転入した旨の虚偽の転入事実を記載し、届出人として被処分者の署名・押印をして、内容虚偽の転入届1通を作成した上、これを同区役所担当者に提出し、情を知らない同担当者をして、同区役所の端末機が接続されている同区加納町6丁目5番1号所在の同市役所備付けの権利、義務に関する公正証書の原本たるべき電磁的記録である住民基本台帳データベースにその旨の虚偽の転入事実を記録させ、これを即時同所に備え付けさせて公正証書の原本としての用に供した

2 同年8月1日、上記中央区役所において、同区役所担当者に対し、真実は、被処分者が本件マンションに居住の事実はなく、所有権移転登記の登録免許税率の軽減措置が受けられる場合ではないにもかかわらず、本件マンションに入居済と記載した「登録免許税率の軽減を受ける『住宅用家屋』の証明申請書」に被処分者が本件マンションに居住している旨虚偽の記載がされた住民票の写し等の関係書類を添えて提出して、租税特別措置法第73条の規定により所有権の移転登記の登録免許税率がその価格の1,000分の50から1,000分の3に軽減される措置（本件における減額分48万5,400円）の適用を受けるための証明書の交付を申請し、同担当者らをして、同住民票の写し等の内容どおり、被処分者が本件マンションを居住の用に供しているものと誤信させ、よって、その場で、同区役所担当者から、同区長作成名義に係る本件マンションは登録免許税率が軽減される住宅用家屋であることを証明する旨の記載がされた「登録免許税率の軽減を受ける『住宅用家屋』の証明書」1通の交付を受け、もって、人を欺いて財物を交付させた

第2 平成11年7月15日から同14年4月22日まで、大阪高等検察庁公安部長として勤務し、同部の所管に係る各種事件等の捜査及び処分の決定、情報の収集等の職務に従事していたものであるが

1 本件マンションを取得するに当たり、その所有者である亀谷の素性を知るため、

職権を濫用して同人の暴力団所属状況等に関する資料を入手しようと企て、同13年2月14日ころ、大阪市北区西天満1丁目12番7号所在の当時の大阪高等検察庁において、被処分者において亀谷に関する捜査をしておらず、同人の暴力団所属状況等に関する資料を入手する職務上の必要性は何ら存しないにもかかわらず、同検察庁職員を介するなどして、神戸市中央区橋通1丁目4番1号所在の神戸地方検察庁に刑事部刑事事務課刑事資料係係長として勤務する高島宏之に対し、その職務に藉口し、あたかも捜査上の必要があるかのように装い、亀谷の氏名等を伝えて同人の暴力団所属状況等に関する捜査資料を送付するよう命じ、同月14日、情を知らない同係長をして、亀谷の所属する暴力団組織である「五代目山口組二代目佐藤組」の活動状況等を記載した捜査資料を入手させた上、上記神戸地方検察庁から上記大阪高等検察庁の被処分者あてにファクシミリを使用し、送付させ、もって、職権を濫用して人に義務なきことを行わせた

2 本件マンションの買戻し交渉に当たっていた渡眞利の素性を知るため、職権を濫用して同人の前科調書を入手しようと企て、同年11月7日、上記大阪高等検察庁において、被処分者において渡眞利に関する捜査をしておらず、同人の前科調書を入手する職務上の必要性は何ら存しないにもかかわらず、同検察庁公安部公安事務課課長坂崎俊一に対し、その職務に藉口し、あたかも捜査上の必要があるかのように装い、渡眞利の氏名及び生年月日を伝えて同人の前科調書を入手して交付するよう命じ、情を知らない同課長をして、渡眞利の前科照会を行わせて、その前科調書を入手させた上、それを自己に交付させ、もって、職権を濫用して人に義務なきことを行わせた

ものである。